

しずおかマリッジ協賛店募集要項

1 事業の趣旨

ふじのくに出会いサポートセンター（以下「センター」という。）及び、ふじのくに結婚応援協議会事務局（以下「事務局」という。）は、センター会員を対象に優待サービスを提供する、しずおかマリッジ協賛店（以下「協賛店」という。）を募集し、会員向けサービスの拡充を図るとともに、社会全体で結婚を応援する機運を醸成する。

2 協賛店参加資格

静岡県内の店舗又は施設のうち、センター会員へ優待サービスを提供し、センターホームページでの情報公開に同意するもの

ただし、次に該当する店舗又は施設を除く。

- (1) 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定するもの又はこれに類するもの
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- (3) 暴力団に関連するもの
- (4) インターネット販売等、店頭での販売を行わず「デジタル会員証」の確認ができないもの
- (5) その他本事業の趣旨にそぐわないとセンター又は事務局が認めるもの

3 協賛の手続等

- (1) 協賛店登録を希望する店舗又は施設は、募集要項の内容に同意の上、専用 WEB フォームから申請する。
- (2) センターは、申請があった申込情報について、内容を確認し、特段の事情がない限り、毎月 1 日から 15 日までに申請があったものは月末に、16 日から月末に申請があったものは翌月中旬を目途にセンターホームページで公開する。
- (3) センターは、店頭に掲示する協賛店告知用ツール（ステッカー等）は郵送にて後日配布する。
- (4) 店舗又は施設は、協賛店であることが明確になるよう、協賛店告知用ツール（ステッカー等）は利用者が分かりやすい場所に掲示する。
- (5) 店舗又は施設は、ホームページで公開している内容を変更しようとするとき又は協賛を廃止しようとするときは、様式第 1 号による変更届又は様式第 2 号による廃止届をセンターへ届け出るものとする。
- (6) センターは、届出のあった変更又は廃止届について、内容を確認し、特段の事情がない限り、毎月 1 日から 15 日までに届出があったものは月末に、16 日から月末に届出があったものは翌月中旬を目途にセンターホームページに反映させる。

4 協賛店の取消等

募集要項の記載内容に違反する行為が認められた場合や、本事業の趣旨にそぐわないと認められた場合、事務局及びセンターは協賛店の登録を取消することができる。

附則

この要項は、令和5年10月11日から施行する。

附則

この要項は、令和6年6月20日から施行する。